

# 令和7年定例会9月会議

## 豊浦町議会会議録

令和7年9月19日（金曜日）

午前9時59分 再開

午後1時32分 散会

令和7年定例会9月会議  
豊浦町議会会議録

令和7年9月19日（金曜日） 午前9時59分 再開

◎議事日程（第3号）

再開宣告

開議宣告

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第46号 | 教育委員会委員の任命について  |
| 日程第2  | 議案第47号 | 教育委員会委員の任命について  |
| 日程第3  | 議案第48号 | 豊浦町功労者表彰の同意について（自治功労者）                                      |
| 日程第4  | 議案第49号 | 豊浦町功労者表彰の同意について（公益功労者）                                      |
| 日程第5  | 議案第50号 | 豊浦町功労者表彰の同意について（公益功労者）                                      |
| 日程第6  | 議案第51号 | 豊浦町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定について                               |
| 日程第7  | 議案第52号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第8  | 議案第53号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                                     |
| 日程第9  | 議案第54号 | 豊浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                               |
| 日程第10 | 議案第55号 | 豊浦町税条例の一部改正について   |
| 日程第11 | 議案第56号 | 豊浦町バイオガспラント設置及び管理に関する条例の一部改正について                           |
| 日程第12 | 議案第57号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について                                       |
| 日程第13 | 議案第58号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について                                     |
| 日程第14 | 議案第59号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について                                 |
| 日程第15 | 議案第60号 | 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第3号）について                                   |
| 日程第16 | 議案第61号 | 令和7年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について                           |
| 日程第17 | 議案第62号 | 令和7年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算（第1号）について                          |
| 日程第18 | 議案第63号 | 令和7年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について                             |
| 日程第19 | 議案第64号 | 令和7年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について                               |
| 日程第20 | 報告第3号  | 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について                                     |
| 日程第21 | 報告第4号  | 専決処分の報告について   |
| 日程第22 | 委員会報告  |   |
|       | 議案第42号 | 令和6年度豊浦町各会計決算の認定について  |
|       | 議案第43号 | 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について                               |
|       | 議案第44号 | 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計決算の認定について                                   |
|       | 議案第45号 | 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定について                                  |
| 日程第23 | 委員会報告  | 産業建設常任委員会委員長報告  |
| 日程第24 | 発議第4号  | 議員の派遣について   |

日程第25 発議第5号 議員の派遣について  
散会宣告

---

◎出席議員（8名）

議長	8番	勝木嘉則君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	大高一敏君		2番	小川晃司君
	3番	阿部和之君		4番	大里葉子君
	5番	渡辺訓雄君		6番	宇川裕哉君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎説明員

町	長	杉谷佳昭君
副町	長	沼舘靖展君
教	育	葛西正敏君
代表	監査委員	菅野厚志君
総務	課長	石川壮輔君
企画	財政課長	本所淳君
企画	財政課長補佐	宮崎優亮君
町民	課長	久保隆史君
町民	課長補佐	竹島英和君
農林	課長	井上政信君
水産	商工観光課長	長谷部晋君
建設	課長	佐藤一貴君
建設	課長補佐	松岡拓君
会計	管理者	藤原弘樹君
生涯	学習課長	大嶋果林君
総合	保健福祉施設事務長	武石修君
総合	保健福祉施設事務次長	阪下克哉君
国民	健康保険病院事務局長	高橋美香君

---

◎事務局出席職員

事務局	長	荻野貴史君
書	記	佐藤基君

◎再開宣告

- 議長（勝木嘉則君） 皆さん、おはようございます。  
昨日に続き、定例会 9 月会議を再開いたします。  
なお、ただいまの出席議員は 7 名であり、法第 113 条の規定による定足数を満たしております。  
よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

- 議長（勝木嘉則君） これより会議に入ります。

◎議案第 46 号 教育委員会委員の任命について

- 議長（勝木嘉則君） 日程第 1、議案第 46 号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉谷町長。

- 町長（杉谷佳昭君） 議案書の 1 ページ目をご覧くださいと思います。  
議案第 46 号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。  
提案の理由でございますが、このたび、教育委員会委員本所忠夫氏が令和 7 年 9 月 30 日をもって、任期満了後、退任されることとなりました。  
つきましては、新たな教育委員会委員として田中博子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

田中氏は、現在、一般社団法人噴火湾とようら観光協会勤務をされております。

日頃より本町児童生徒の地域学習、ふるさと学習に積極的にご協力をいただいております。その学識経験を基に、教育委員会では、社会教育委員として社会教育事業に対する指導、助言を通じて、本町教育行政の推進にご尽力をいただいております。

以上のことから、教育委員会の委員として適任者と考え、新たに任命いたしたく、議員各位のご理解によりご同意を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

- 議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

◎議案第 47 号 教育委員会委員の任命について

- 議長（勝木嘉則君） 日程第 2、議案第 47 号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 議案書の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

議案第47号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

提案の理由でございますが、このたび、教育委員会委員荒井常昭氏が令和7年9月30日をもって、任期を1年残し、辞任されることとなりました。

つきましては、新たな教育委員会委員として安田宏一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

安田氏は、現在、社会福祉法人豊浦豊和会で勤務をされております。

その幅広い知見から、教育委員会では、行政評価委員として教育行政全般に対する指導、助言を通じて、本町教育行政の推進にご尽力をいただいております。

以上のことから、教育委員会委員として適任者と考え、新たに任命いたしたく、議員各位のご理解によりご同意を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

◎議案第48号 豊浦町功労者表彰の同意について（自治功労者）

◎議案第49号 豊浦町功労者表彰の同意について（公益功労者）

◎議案第50号 豊浦町功労者表彰の同意について（公益功労者）

○議長（勝木嘉則君） 日程第3、議案第48号 豊浦町功労者表彰の同意についてを議題といたしますが、議案第49号及び議案第50号につきましても同一内容の案件であることから、会議規則第34条の規定に基づき、一括議題として説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認め、議案第48号、議案第49号及び議案第50号の3件につきましては、一括議題とし、説明を受けることといたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 3ページから8ページまでの議案第48号から議案第50号まで一括してご説明いたします。

今回の功労者表彰候補者につきましては、去る8月28日に豊浦町表彰審議会に諮問し、満場一致で表彰すべきであると、答申を受けた方について提案を申し上げます。

提案理由につきましては、豊浦町表彰条例に基づき、功労者表彰を行うに当たっては、議会の同意を経て決定する必要があるということから、ここに提案を行うものです。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第48号 豊浦町功労者表彰の同意についてであります。

候補者は、豊浦町字船見町にお住まいの根津公男さんです。

4ページの候補者調書をお開きください。

根津さんは、昭和63年11月から平成24年11月までの24年間及び平成26年1月から令和6年11月までの約11年間、合わせて約35年の長きにわたり、豊浦町議会議員として町政に参画し、この期間中、議長として4年間、副議長として2年間歴任され、議会の円滑な運営及び地方自治の振興に尽力されました。

その功績は多大であることから、町表彰条例の規定に基づき、自治功労者として表彰することをご提案するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

議案第49号 豊浦町功労者表彰の同意についてであります。

候補者は、豊浦町字礼文華にお住まいの藤村建一さんです。

6ページの候補者調書をお開きください。

藤村さんは、昭和54年5月から令和6年6月までの46年の長きにわたり、豊浦漁業協同組合及びいぶり噴火湾漁業協同組合の役員として漁業振興に貢献し、この期間中、副組合長理事を10年間歴任され、本町のみならず、胆振地区の漁業振興にも指導者として貢献し続けたものでございます。

その功績は多大であることから、町表彰条例の規定に基づき、公益功労者として表彰することをご提案するものであります。

次に、7ページをご覧ください。

議案第50号 豊浦町功労者表彰の同意についてであります。

候補者は、豊浦町字海岸町にお住まいの田中弘さんです。

8ページの候補者調書をお開きください。

田中さんは、平成23年4月から令和7年3月までの14年の長きにわたり、豊浦町第2自治会長として、また、平成29年4月から令和3年3月までの4年にわたり、自治会連合会役員として地域の振興と福祉の充実向上に尽力され、自治会の発展に尽くされました。

その功績は多大であることから、町表彰条例の規定に基づき、公益功労者として表彰することをご提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 一括説明が終わりましたので、初めに、議案第48号 豊浦町功労者表彰の同意について（自治功労者）の質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第49号 豊浦町功労者表彰の同意について（公益功労者）の質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第50号 豊浦町功労者表彰の同意について（公益功労者）の質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

#### ◎議案第51号 豊浦町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（勝木嘉則君） 日程第6、議案第51号 豊浦町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所企画財政課長。

○企画財政課長（本所 淳君） 議案第51号 豊浦町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

豊浦町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、豊浦町への移住を検討している者に対し、豊浦町へ定住する準備を進めるための移住支援住宅の設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定める必要があることから、本条例案を提出するものです。

10ページをお開き願います。

第1条においては、本条例の趣旨について定めたもので、豊浦町移住支援住宅の設置及び管理についての基本的事項について定めたものであることを規定しています。

第2条においては、豊浦町への移住を検討している者に対し、準備のための住宅を提供することにより、町での生活体験や地域住民等との交流を図り、住宅取得を推進するため、移住支援住宅を設置することを定めたものです。

第3条においては、移住支援住宅の名称及び位置を定めるもので、建設年度、改修年度、構造、床面積についても規定したものです。

第4条においては、移住支援住宅に入居できる者について、1号から5号まで定めたものです。

第5条においては、入居者が1回に入居できる期間を定めたものです。

第6条においては、移住支援住宅の入居は、町長の許可が必要であることを定めたものです。

また、第2項では、入居許可において、管理上必要な条件を付することができることとしております。

第7条においては、移住支援住宅における使用者の禁止事項を定めたものです。

第8条においては、使用許可の取消しについて条件を定めたものです。

また、第2項では、使用許可の取消し措置により、使用者に損害が生じた場合でも町は責任を負わないことを定めたものです。

第9条においては、移住支援住宅の使用料は月額5万円と定めたものです。

また、第2項から第4項においては、使用料の納期限、日割り計算方法について定めたものです。

12ページをお開き願います。

第10条においては、既に納めた使用料は原則還付しないことを定めたものです。

第11条においては、入居時の契約保証金について定めたものです。

第12条においては、電気、ガス、灯油、水道及び下水道料など、使用者の費用負担について定めたものです。

第13条においては、故意または過失による損傷や滅失について損害を賠償する義務があることを定めたものです。

第14条においては、使用期間満了や使用の中止または許可の取消し処分を受けた場合に住宅を明け渡さなければならないことを定めたものです。

第15条においては、住宅の管理上必要があるときは、使用者の承諾を得て、移住支援住宅の検査または適切な指示をすることができることを定めたものです。

第16条においては、移住支援住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、使用期間中に移住支援住宅内及び敷地内で発生した事故に対して、町は責任を負わないことを定めたものです。

第17条においては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任することを定めたものです。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

大里議員。

○4番（大里葉子君） 豊浦町へ移住を検討している方に対して、豊浦町へ定住する準備を進めるための移住支援住宅の設置、管理についての条例ですが、入居期間が3か月から2年以内、ただし、やむを得ない事情により町長が特に認める場合はこの限りではないということですが、例えば、3か月から2年以内で住まれたけれども、何かの事情により定住されなかったという場合に関する文言はなくても大丈夫なのか、お尋ねします。

○議長（勝木嘉則君） 松岡建設課長補佐。

○建設課長補佐（松岡 拓君） 入居後に定住しなかった場合、これに反するということはございません。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） 確認ですけれども、そこに住まわれた方が、例えば、何かの事情で家を半年なり1年空けている可能性はあるのではないかと想像するのです。その辺のところの規則がないものだから、事情がどうであれ、例えば、2年も3年も空けている状況として、そのことについて、町としていろいろと指導や指示をするという項目がなければなかなかできないのかなという心配が1点ありました。

今、いろいろな方がいて、入れば自分のものと勘違いしている方もいるので、もしそういう

ことがあった場合に町長が指示すればできることになっているのですけれども、その辺のところの対応を何らかの項目できちんとしておいたほうがよろしいのではないかと思います。

今日、本会議場で話しておいたほうがいいかなと思って急遽質問させていただいていますが、その辺のところがあればどういう措置をしたらいいかということで、条例を変えろということではなく、不足があるものですから、議員からこういう質問があった中で、今後、対応することでもできると思うのですけれども、そんなことも含めて、もし考え方があればご答弁いただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 松岡建設課長補佐。

○建設課長補佐（松岡 拓君） 想定していなかったことではあるのですけれども、基本的には、町への移住を目的というか、住みたいけれども住む場所がないという方を想定しておりますので、あまり長期間いないということは想定していませんでした。

また、住民票を移すことという規定をしておりますので、あまりこちらにいないということは考えておりませんでした。

ただ、あまり何か月もいない状況ですと、入居の条件に合わなくなってくると思いますので、対応していく必要があると思います。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 温暖化の関係で、北海道においてエアコンの設置は結構普及していると思います。この住宅にエアコンを設置しているのかどうか不明ですが、もしエアコン設置をしたいという入居者の希望があったときに、例えば、町のほうでご負担されるのか、または入居者をご負担されるのか、設置された後に、設置されたものを撤去するものなのか、そこに置いておくものなのか、エアコンに限らず必要となったときにいろいろな設備等が発生するとは思いますが、今、具体例としてエアコンについてお尋ねしたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 松岡建設課長補佐。

○建設課長補佐（松岡 拓君） 住宅の設備としてエアコンは設置済みでございます。また、その他の設備で、給湯器と暖房機、ガスコンロは設置予定ですので、その辺については町で管理することになります。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

阿部議員。

○3番（阿部和之君） 移住支援住宅の利用の申込みというのは、10月にこれが定まってからだと思うのですが、その近くにある定住促進住宅、名称を忘れましたが、中学校の裏手にある住宅は空く予定があるはずですが、その場合、移住支援住宅は2年ですが、定住促進住宅は高校まで在学できるということの告知とか、例えば、その2年のほうに入ってしまったらそっちに申し込めないのではないかと思いますのですが、そこら辺の段取りがどうなっているのか、ないしは、借りる方にそういう説明をしていただけるのかということをお聞きしたいです。

○議長（勝木嘉則君） 松岡建設課長補佐。

○建設課長補佐（松岡 拓君） 阿部議員のおっしゃるとおり、定住促進住宅は、今、確かに2軒の退去は行いましたが、まだ準備ができていなくて、いつから申込みということが分からない状況で、こちらの申込みとラップする可能性はありますが、それを両方説明できるかどうかは定住促進の申込みによりますので、重なることがあったらその辺の情報も含めてお知らせしたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 阿部議員。

○3番（阿部和之君） これは、利用する方にとっては切実な問題で、今回の定住促進は高校ぐらいまで入れるという違いで、2年間のところに入ってしまったら動けないわけですね。だから、その部分は説明が必要で、定住促進のほうに入れるかどうかというのは、申込みが多いので、今までの経過を見ていると抽せんになるのではないかと思うのですけれども、そのリスクというのはできればお伝えしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（勝木嘉則君） 松岡建設課長補佐。

○建設課長補佐（松岡 拓君） おっしゃるとおり、移住支援住宅に入った場合は定住促進住宅に申し込みませんし、逆もそうです。なぜかというと、町外に住んでいる方が申し込める住宅になっておりますので、確かに2年間の住宅に入った後、定住の募集があった場合には申し込みせず、期限が限られるということはおっしゃるとおりです。

先ほども申したとおり、申込み期間がラップした場合はお知らせが可能ですし、こういう住宅があるということもお知らせすることは可能だと思いますので、お知らせの方法を考えて募集したいと思います。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） この条例が制定されてから、申込みを公募するのだろうと思うのだけれども、先の状況は全然分からないのですか。申込みの状況ですね。もう10件ぐらいあるとか、制定すればすぐに入居の予定というような情報はないのですか。

そこが一番肝腎だと思うのです。条例は条例として、このまま入るか、入らないか分からないのでは、せっかくなつくって1年以上になるわけだから、情けないなと思います。そんなことで、ざくばらんに状況をお尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 松岡建設課長補佐。

○建設課長補佐（松岡 拓君） 申込みはこれからですので、何件あるかは把握しておりませんが、こういった住宅があったらいいというお声はいただいております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第52号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（勝木嘉則君） 日程第7、議案第52号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第52号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い関係条例について所要の改正が必要であることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読は省略しまして、条例の改正等を新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開き願います。

まず、第1条関係として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正するものです。

内容としましては、第2条各号において、法改正に伴い条項番号等が変更になったため、条文の整理を行っているものです。

次に、2ページ、第2条関係として、豊浦町議会の個人情報の保護に関する条例を改正するものです。

内容としましては、2ページの第2条から9ページの第49条まで、それぞれ法改正に伴い条項番号等が変更になったというところから条文の整理を行っているものです。

議案書の16ページにお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 15ページを見たら、何となく分かるのだけれども、公布の日から施行するというので、我々の名前も出たので、どのように受け止めておけばいいのか、そこだけお尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 今回の改正につきましては、法律の名前が非常に長いですが、いわゆるマイナンバー法が改正されたということです。スマートフォンにマイナンバーカード機能が付与できるようになったというのが大きいところですが、法律でその条文が追加になったということで、その法律を参照しているそれぞれの条例の法第何条というところの番号が少しずつずれているので、その番号を直す、条項番号を新しいほうに合わせて改正するというだけです。内容に変更があるものではございません。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長(勝木嘉則君) 日程第8、議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長(石川壮輔君) 議案書の17ページをご覧ください。

議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案の理由としましては、人事院規則及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして条例の一部改正が必要となることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読は省略しまして、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の10ページをお開きください。

まず、第1条及び第18条を改正しておりますが、こちらは法改正に伴いまして条項番号が変更になったために条文の整理を行っているものです。

続いて、11ページをお開きください。

第19条では、法の改正に伴いまして現行の1日につき2時間を超えない範囲内の育児時間の部分休業、これを第1号部分休業とするものです。

また、12ページから13ページにかけての第19条の2から19条の5を新設しまして、正職員につきましては、1年度中に77時間30分以内、会計年度任用職員においては、勤務時間数掛ける10時間以内の第2号部分休業を新設し、取得できる規定を追加しております。

この第1号部分休業か第2号部分休業のどちらかを職員が選択して取得できるという制度に変更するものでございます。

13ページ、14ページの第20条及び21条につきましては、法改正に伴う条文の整理を行っているものです。

議案書の19ページにお戻りください。

附則として、この条例は、令和7年10月1日から施行することと経過措置を定めているものです。

以上で説明を終わります。

○議長(勝木嘉則君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

大里議員。

○4番(大里葉子君) 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということで、非常勤の職員以外の職員と非常勤の職員の育児休業の時間が増えるという感覚でいいのか、分かりやすく説明していただきたいです。

○議長(勝木嘉則君) 石川総務課長。

○総務課長(石川壮輔君) 今回の改正によりまして第1号部分休業という言い方に変わるのですが、今までは、1日のうち2時間以内の部分休業、例えば、朝2時間遅く来るとか、逆に2時間早く帰るといような部分休業を取ることができました。この改正が始まって、第2号

部分休業ができれば、1日2時間以内という制限がなくなりまして、1年間で77時間30分以内で、どこでも取れます。ただ、この年度は1号と2号のどちらを使うかというところは職員が自ら選択するという制度になります。そういった改正です。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 豊浦町の職員、関係者の育児休暇の対象者は何人いて、実態はどのようになっているのですか。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 現状で、部分休業を取って少し早めに帰っている職員が2名おります。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第54号 豊浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第9、議案第54号 豊浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第54号 豊浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の20ページをご覧ください。

豊浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由としましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例の一部改正が必要となることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略しまして新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の15ページをお開き願います。

まず、第15条では、法改正に伴う条項整理を行っております。

続きまして、第20条を新設しまして、職員に対して育児関係の制度の周知ですとか、制度活用の意向確認、その意向へ配慮するというようなことをそれぞれ規定しているものでございます。

最後に、17ページになりますが、第20条の2では、法改正に伴う文言整理を行っているというものでございます。

議案書の22ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は令和7年10月1日から施行することと経過措置を定めているものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） この法改正は結構だけれども、豊浦町の職員の実態の関係はどんな内容になっていますか。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 法改正に伴いまして、妊娠や出産をする職員が、今後、育児休暇等を使うかどうかの意向確認をしっかりといただきたいということを定めたものですが、この条例を改正する前もそういった情報を集めまして、総務課でこういった制度があるというような周知、相談等には乗っておりました。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 今回改正する前の今の条例で、こういうものを利用して介護から何かから、そういうものの実態はどんな状況かということをお尋ねしたいのです。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 先ほどの条例改正とセットという部分もあるのですが、部分休業を2名が取っていたり、また、先ほどは申し上げておりませんでした。育児短時間勤務ということで、幾つかパターンがあるのですが、例えば、週5日間、1日3時間55分以内の勤務というパターンを選んで、その間で働いて、それ以外は子育てに当たるという制度を選択して、実際にそういう勤務体系で働いている方もおります。

○議長（勝木嘉則君） 何年度は何名くらい、何年度は何名くらいとだけいただければ分かりやすいと思うのですが、いかがですか。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 今お話ししたのは令和7年度でございます。令和5年度につきましても同様の人数で、部分休業が2名、それから、短時間勤務が1名だったと記憶しております。それぞれの時期でそれなりに使っている制度です。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第55号 豊浦町税条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第10、議案第55号 豊浦町税条例の一部改正についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） 議案第55号 豊浦町税条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の23ページをご覧ください。

豊浦町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案の理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、個人住民税及びたばこ税について、法律改正に伴う規定の整備を行うため本条例を改正する必要があるためでございます。

別紙の条例本文の朗読を省略し、別紙の令和7年定例会9月会議資料の条例改正等新旧対照表の18ページからになります。

改正の趣旨としましては、地方税法等の改正に伴い、各税について所要の改正を行うものでございます。

まず、18ページの個人町民税において、公示送達の方法について、掲示場のほか、インターネットの利用等で閲覧することができる状況に置く措置の項目の追加に伴い、18条及び18条の2の規定を整備するもので、公示送達は、納税通知などが所在不明などの理由で返送された書類について、調査を行った上で送付先を確認できない場合、その旨を町の掲示場に掲示し、掲示からの7日を経過した日にその書類が送達されたものとみなされるものでございます。

続いて、19ページから22ページにあります所得控除の関係につきましては、19歳以上、23歳未満の方への扶養控除として、合計所得金額58万円を上限とした特定扶養控除とともに、生計を同一とする大学生世代の子などの親が受けられる控除に係る所得要件をこれまでの所得合計金額58万円から段階的低減を行い、控除対象となる特定親族特別控除の創設に伴い、第34条の2、第36条の2から3の規定を整備するものでございます。

なお、今回の改正で影響となる対象人数につきましては、令和6年分所得における申告実績においては、該当する年齢で合計所得金額58万円以上、123万円以下であった方が3名おり、影響額としては13万5,000円となっております。

続いて、23ページから25ページのたばこ税においては、加熱式たばこに係るたばこ税課税標準の特例を附則第16条の2の2に新設するものです。

こちらは、紙巻きたばこの税負担格差を解消する目的となっております。加熱式たばこに係る課税標準の特例に係る影響額については、正確な数値ではございませんが、加熱式たばこの売上げが全国平均で全体の約20%とされておりまして、令和6年度の実績で試算しますと、約473万8,000本が全体の売上げに対して、約20%で約95万本が加熱式たばこの売上げとなります。紙巻きたばこの格差是正で1本当たり約1.3円の増収となりますので、95万本掛ける1.3円で123万5,000円程度の増収になる見込みでございます。

議案書の26ページに戻りください。

附則として、第1項の施行期日につきましては、個人住民税に係る改正は令和8年1月1日、たばこ税に係る改正は令和8年4月1日施行でございます。

第2項から第11項につきましては、今回の個人住民税及びたばこ税の改正に伴う経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。  
討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第56号 豊浦町バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第11、議案第56号 豊浦町バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 議案書は29ページでございます。

議案第56号 豊浦町バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由についてですが、豊浦町バイオガスプラントにおける家畜ふん尿処理手数料の見直しを図る必要があることから、この条例案を提出するものです。

別紙改正条文の朗読は省略させていただきます。新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の26ページをご覧ください。

手数料及び使用料を規定しております第8条と別表第8条関係について、次のとおり改正いたします。

初めに、別表第8条関係についてご覧願います。

現行の部分でございます。項目別の料金では、家畜ふん尿（牛）の処理手数料は1トン当たり1,000円、家畜ふん尿（豚）の処理手数料は1トン当たり2,000円、液肥散布手数料は1トン当たり650円、液肥使用料として家畜ふん尿原料処理使用者は1トン当たり50円、その他の者は1トン当たり100円とありますものを、改正後は、家畜ふん尿（牛）の処理手数料は1トン当たり3,000円、家畜ふん尿（豚）の処理手数料は1トン当たり3,000円に改正し、液肥散布手数料と液肥使用料については、規定を削除し、無償といたします。

このことから、説明は前後しましたが、条例第8条の見出し及び条文中にあります液肥散布に係る使用料等の文言については字句を削除いたします。

議案書の30ページにお戻りください。

附則として、施行期日第1項でございます。この条例は、令和8年4月1日より施行する。

経過措置第2項でございます。施行日から令和9年3月31日までの間において、第8条第1項の規定による手数料は附則別表1に定める額とする。

附則別表1です。

家畜ふん尿（牛）の処理手数料を1トン当たり2,000円、家畜ふん尿（豚）の処理手数料を1トン当たり2,500円といたします。

この規定によって料金を段階的に引き上げることになりまして、令和8年度の期間における料金を定めるものでございます。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 全協でも説明を受けたり、昨日も質問の中でやり取りして、おおむね把握はしているのですが、この段階的というのは、相手と合意されたのか、されていないのか、そんなことは私には関係ないので、それは執行者のほうで責任を持ってやればいいだけのことです。

そして、令和9年4月1日以降、段階的に上げるということで、これは全員協議会の資料ですが、それも執行者の思いで結構だけれども、その認識というのは、今、令和7年で、令和8年に向けて使用料の単価を僅かにアップです。私に言わせれば差額なんて知れているのですが、この令和9年になぜ上げなければならないのか、令和9年のことまで相手に話してあるのか、その辺をお尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 段階的ということで、議員もご存じのとおり、附則の下のほうに書いてございますが、令和8年度は、牛の処理手数料につきましては2,000円、豚の場合は2,500円、令和9年度は、両方とも3,000円にするということに条例改正してございます。

これにつきましては、私が今利用されている方のところに行って直接お話をさせていただきまして、来年、再来年の2年間、こうさせていただきますということで提案させていただいています。それ以降については、私どもとしては、2分の1程度というようなお話もさせていただいておりますけれども、段階的にまたお話をさせていただくということです。

取りあえず、2年間、令和9年度までの金額ということで改正させていただいていると承知いただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） 法律的な文言から、経過措置という捉え方なのですけれども、やはり、きちんと期限を決めて条例として行うということが一番好ましいのではないかという立場で話をしています。

令和9年度の話は今からしても、経済状況の変化が起こるのではないかと思うものだから、できれば今回については令和8年から令和9年3月31日までという期限を設けたらよろしいのではないかという私の受け止め方です。その辺について、もし考え方があればご答弁をいただきたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 質問の意味合いが私の考え方と合っていないかもしれないですけれども、せんだっての全員協議会のときにも説明して、19ページにもあるのですが、段階的ということで期限を切った中で対応していきたいと思っております。一旦、段階的に値段を設定するというので、それは令和8年度限りです。令和9年度になりますと、条例本文の本則にあるように、豚も牛も3,000円という形でそこに到達し、以降はその金額で推移していくということです。もしそれを変えらなければ、改めて条例改正が必要という形で対応してまいりたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 健康状態が悪く、全員協議会を欠席してしまって申し訳ないです。

行政は一年一年ですが、やはり法律的なもので、令和9年度のことまでやるということであれば、きちんとした受け止め方で、令和8年度は令和8年度として区切りをつけてやることで、期限を決めることによって、令和9年4月1日からはどうなるのかということができないのではないかと思います。法的な文言の受け止め方、捉え方で、進め方としては、それが一番望ましい形ではないかという考え方で申し上げました。

この施行令というのは、申し訳ないのですけれども、条例を運用する形だから、法的にいつでも拘束力は何もないのです。だから、今回については、令和9年3月31日までという期限を設けることによって、令和9年度からどういう料金体系になるかということをも行政側で考えることができるということです。そういう文言で進めるということは、私が先ほど言ったように、社会、また世界の経済状況も変わってくると言ったことも、それでいいのか、また上げなければならなくなるのか、下げることもあるかもしれないので、それはそれとして、一年一年できちんと区切りをつけて対応したほうが、後々、問題が発生しないのではないかという受け止め方で質問させていただいております。

その辺は、管理者、町長の考え方で結構でございます。それをしないから私が異議を申し立てるということではないです。そういう受け止め方としてやったほうが後々よろしいのではないか、それから、法律的な文言の中で期限をちゃんと決めるということは、基本的には前提とするものですから、その辺の考え方で今質問させていただいたのです。そのことも含めて、いま一度、ご答弁いただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 私としては、今議員がおっしゃられた部分の改正というか、附則の中で令和8年度はこの金額、令和9年度はこれですという形で、条例のつくり方でパターンがあると思うのですけれども、これで法律的には問題ないということで提案させていただいております。

令和9年度以降は、また農家さんたちと会話をしながら、状況を見ながら、私としては一般質問の中でも答弁させていただいたとおり、金額的には2分の1ぐらいまでは持っていきたいという思いがあります。令和9年度までは3,000円ということで皆さんにお話しさせていただいていますが、令和9年度になる前にまたお話をさせていただいて、社会情勢がどうなるか分かりませんが、その段階で据置きになるのか、また上げるのかということも相談しながら、私としては、今の段階では上げていきたいという思いがあります。そのときにまた協議しながら、もし条例改正をするのであれば、これと同じような形で提案させていただいて、皆さんのご理解をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございせんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「あり」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 討論ありという意見が出ましたので、これより討論に入ります。

最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 正直に言ひまして、液肥とふん尿の運搬を分けて出してくれたらよかったです。それを一緒に議論ということは、正直に言ひてしづらいのですけれども、液肥

の散布に関して、ただということに私は賛成です。バイオガスについては、当初、もう少し議論すべきだったと思うのですが、出口をしっかりとこなかったということなのです。出口でつまづいているものですから、ふん尿の運搬に関しても、バイオガスの発電に関しても、見込みと違った結果が出ているのです。見込みはどういうことかということ、もう少しふん尿の運搬があって、発電があって、そして、液肥も順調に増加している、でも、液肥の出口がなかなかなかったということです。そういった意味合いで液肥をただにして皆さんに広く使っていただく、この件に関しては賛成です。

そこで、私は反対の立場で討論に立たせてもらっています。

このバイオガスは、今は杉谷町長なので、以前の村井町長のお話、いろんなあった、なかった、ありました。それをチャラにして進んでいくというのはちょっと違うと思います。ただ、1年単位で考えていくということになると私は思いますけれども、このバイオガス事業というのは、令和元年から始まりましたね。毎年1億円以上の収支不足、赤字が続いているわけです。令和6年度に1億1,500万円の赤字で、一般会計で否決されたのです。そのときは反対多数で否決されているのです。その後、暫定予算を立てられまして、それぞれ執行しました。執行に当たり、運搬費、牛が1トン当たり1,000円、豚が1トン当たり2,000円という値上げは、そのときにもう出ていた話です。それで、今回、令和7年度に執行されていますが、9月会議だったと思うのですが、私はそのときはいませんでした。令和6年度収支不足1億1,500万円に対して、22.8%の2,375万円（税抜き）を削減見込みという答弁がされているわけです。

内容に関しましては、民間運搬事業者が2,375万円、税込み2,600万円を運搬事業者がやめるというところでこれが町営になったわけです。その金額が2,600万円ということで、22.8%削減したということです。

これを事業費削減とか圧縮と考えるのは、行政の独特な考えなのかなと私は思うのですが、ただ単に赤字が民間から公益に移ったというふうにはしか私は捉えていないのです。実は根本的な問題解決にはなっていないのです。

そういうことで、令和7年度運搬費、2倍の、肉牛が1トン2,000円、豚が1トン4,000円を値上げして、赤字を42%削減するのだというお話があったわけです。このときに、井上農林課長が令和15年度までのシミュレーションを作成したわけです。このシミュレーションを基に議論されたわけです。ところが、志半ばで前町長がリタイアされて、今に至っています。

ですから、令和6年度の暫定予算案が今年度実施されたということなのですね。今年度は、そのときの運搬費が牛1トン1,000円、豚1トン2,000円の値上げになったわけです。

そういった中で、急激な値上げになってくるのかということですが、その当時、2,000円、4,000円の議論をされたわけです。今、これを1トン当たり牛が2,000円、豚が2,500円で、それぞれ1,000円と500円の値上げを条例として出されているわけです。

でも、以前に既に2,000円、4,000円の議論をされていたわけです。ですから、継続的な値上げになっているので、2,000円、2,500円ではなく、令和9年度に予定している3,000円を今年度実施すべきだったのです。その当時に2,000円、4,000円の議論をされて、シミュレーションが開かれているわけですから、それは折り込み済みだと思っています。

ただ、先ほど申し上げたように、町長が替わったから前年度のものはチャラにするのだ、それはゼロに戻して考え直すのだという議論には反対だということです。

そういった意味合いで、2,000円、4,000円で、豚に関しては1,000円ほど安いのです。そして、牛に関しては1,000円ほど高くなっているわけです。ただ、それは一気に消化液をゼロにするという意味合いで、3,000円は致し方ないと思いますけれども、先ほども申し上げたように、消化

液の出口、これは大変大切なのです。ですから、これはゼロで、やはり消化液を使っていたかくという前提でやっていかないと、この事業がこれから先、大変なことが出てくると思うので、私は、この段階で3,000円、3,000円でぜひともやってほしいのです。

そういった意味で、今回提案されている2,000円、2,500円に関しては反対の立場です。

○議長（勝木嘉則君） 次に、賛成討論の発言を許します。

宇川議員。

○6番（宇川裕哉君） 前回、このバイオのことを見たときに、3,000円と書いていまして、500円ずつ段階的に上げる、確かに、大高議員がおっしゃったとおり、問題点の全ては私も液肥だと思っています。大体、この仕組み自体がおかしいです。ただ、このバイオの話は全然改善されないというのが正直なところで、幾ら一般質問で改善方法を述べたとしても、なかなか難しい、難しいで、ずっと進まないとすごく感じていました。1年近く、杉谷町長が農家さんと話し合っ、利用者さんと話し合っ決めて、今回やっと一歩進める改善案、私はこの一歩がすごく必要ではないかと思うのです。これがどんどん加速して行って、バイオの改善がどんどん進むような一歩、まずは進むことが大事で、そして、その後に、料金だけではなく、施設の改善、液肥の問題もどんどん改善できるような取組を進めて行ってほしいと思います。

ぜひ、その一歩を応援したいと思います。

○議長（勝木嘉則君） ほかに討論はございませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 私は、本当に断腸の思いで申し上げるのだけれども、反対ということですね。そして、過去のことは全ていいということではなくて、やはり過去も大事なのです。それから、杉谷町長の人間味、そして、相手にも思いやりを持ってプロセスしてきたことについては、私はおおむね掌握しているのです。ただ、私も言葉足らずなところがあるかもしれませんが、昨日、質疑、議論をしたときに、とんちんかんな答弁だなと言ったように、現状のままでは事業継続について町民の皆様のご理解をいただくことは難しいと認識しています。でも、後段には、町長の思いで、耐用年数のある令和15年まで継続してまいりたいと考えております。これも、様々な補助金絡みのことがあるから、それも私は分かるのです。

でも、進むのも地獄なのですよ。やめるのも地獄です。去年、前町長がいたときに、一時、はやったのです。本当にこれは地獄だと思っているのです。それで、町長も、相手のあることだから、いろいろプロセスしてきたと思いますが、私から言うと、今回の小出しの条例、全員協議会でも申し上げましたけれども、そういうものは相手はありがたく思っているかもしれません。様々な事情で、そういう小出しの出し方ですね。そして、3,000円ですね。

昨日も言ったように、町長は、9,000円もらえれば何とか運営もできるかなと、でも、課長が言ったように、今後は施設の多少の老朽化、あるいは、運搬機器の関係の老朽化、様々見たときに、まだまだ先は損傷が考えられる、4,500円ぐらいかなと。でも、4,500円まででもなく、新たな町長は、この2年間の小出しの仕方が英断されていないのではないかと。相手のことも思いながら、それも分かる、全て分かるのです。

でも、単年度で4,000円なら4,000円とびしっといったときに、中身の濃い相手方との議論になるだろうし、私は、この条例については、時期尚早なので、再度検討して、なかなか難しいというよりもできないと思うけれども、これを理事者から一時凍結で12月まで、4,000円でも単年度で決めていく、そういう思いが心の中にあるのであれば別ですが、それが無い限りは、今回の値上げ、いいかげんな目先の値上げについては本当に断腸の思いで反対せざるを得ない。

そんな思いを討論として申し上げておきたい。

○議長（勝木嘉則君） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） これで、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第56号 豊浦町バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の一部改正についての採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。  
よって、この採決は起立によって行います。

議案第56号 豊浦町バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（勝木嘉則君） 起立多数。

よって、議案第56号 豊浦町バイオガスプラント設置及び管理に関する条例の一部改正については原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、再開いたします。

#### ◎議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○議長（勝木嘉則君） 日程第12、議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてご説明いたします。

議案書の31ページをご覧ください。

地方自治法286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更するものです。

提案理由につきましては、組合から脱退する団体の発生に伴い、別紙のとおり規約の変更が必要となりましたので、議会の議決を求めるものです。

改正条文の朗読は省略しまして新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の27ページをお開き願います。

変更内容としましては、別表の一部事務組合及び共同処理する団体から令和7年3月31日をもって解散した江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長(勝木嘉則君) 日程第13、議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長(石川壮輔君) 議案書の33ページをご覧ください。

議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものです。

提案理由につきましては、組合から脱退する団体の発生に伴い、別紙のとおり規約の変更が必要となったことから、議会の議決を求めるものです。

こちらにつきましても、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の28ページをお開き願います。

変更内容としましては、先ほど同様、別表の一部事務組合から既に解散しました江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(勝木嘉則君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第59号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長(勝木嘉則君) 日程第14、議案第59号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案書の35ページをご覧ください。

議案第59号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明いたします。  
地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するものです。

提案理由につきましては、組合から脱退する団体の発生に伴い、別紙のとおり規約の変更が必要となりましたので、議会の議決を求めるものです。

改正条文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の29ページをお願いいたします。

変更内容としましては、別表の一部事務組合から江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第60号 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第3号）について

◎議案第61号 令和7年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

◎議案第62号 令和7年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（勝木嘉則君） 日程第15、議案第60号 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたしますが、日程第16、議案第61号 令和7年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第17、議案第62号 令和7年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算（第1号）についてにつきましては、繰出金における関連があることから、一括して説明を求めるといたします。

提案理由の説明を求めます。

沼館副町長。

○副町長（沼館靖展君） 議案第60号 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の37ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ4,943万3,000円を追加し、総額を53億3,311万5,000円といたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりでございますが、その主な事業についてご説明いたします。

初めに、歳出についてでございますが、徴税费では、法人町民税の令和6年度予定申告額が事業年度終了後の確定申告額を上回り、過納となった法人に対して還付金を支出するため増額

補正いたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費では、令和6年度に実施した国の経済対策に基づく定額減税補足調整給付金において、定額減税額が確定したことに伴い、給付対象者が増加したため、事業費を増額補正いたします。

社会福祉費では、子ども・子育て支援金制度施行に向けたシステム改修委託料の増により、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者保健事業特別会計への繰出金を増額補正いたします。

保健衛生費では、今年度の国の経済対策に基づく物価高騰対応支援といたしまして、一般家庭を対象に9月分及び10月分の水道料金の基本料を減免するため、簡易水道事業への繰出金を増額補正いたします。

なお、補正予算概要書の10ページにおきましては、8月分、9月分の水道基本料を減免となっておりますが、9月分、10月分が正しいものでございます。大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

続きまして、農業費でございますが、スマート農業技術を導入する農作業受託事業者がGPS付トラクター等の機械を取得する費用に対し、国庫補助金を活用して支援するため、所要額を追加いたします。

商工費では、天然豊浦温泉しおさいの故障した給湯加圧ポンプ、ジャグジーろ過装置、厨房内の冷蔵庫を更新するため、増額補正いたします。

歳入につきましては、納税義務者数及び所得額の増加による個人住民税の増額、算定結果を踏まえた地方交付税の増額、国の経済対策による国庫補助金の増額等のほか、財源調整のため、基金からの繰入金を増額措置いたします。

次に、議案第61号 令和7年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の49ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ108万7,000円を追加し、総額を5億9,393万2,000円といたします。

補正の主な目的でございますが、歳出では、子ども・子育て支援金制度施行に向けたシステム改修に係る委託料を追加補正いたします。

歳入では、歳出に係る財源措置といたしまして、一般会計からの繰入金を増額措置いたします。

次に、議案第62号 令和7年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の57ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ175万2,000円を追加し、総額を1億4,584万6,000円といたします。

補正の主な目的でございますが、国民健康保険事業特別会計と同様、歳出では、子ども・子育て支援金制度施行に向けたシステム改修に係る委託料を追加補正いたします。

歳入では、歳出に係る財源措置といたしまして、一般会計からの繰入金を増額措置いたします。

以上、議案第60号から第62号についての提案理由の説明でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、初めに、議案第60号 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第3号）についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なければ、これで質疑を終結いたします。  
討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第61号 令和7年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なければ、これで質疑を終結いたします。  
討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第62号 令和7年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なければ、これで質疑を終結いたします。  
討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第63号 令和7年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(勝木嘉則君) 日程第18、議案第63号 令和7年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武石総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長(武石 修君) 議案第63号 令和7年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の65ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ289万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億6,483万9,000円といたします。

補正の目的でございますが、歳出では、議案書の71ページ、72ページにありますように、令和6年度の地域支援交付金、介護給付交付金、これらの精査に伴う返還金として289万2,000円を増額補正いたします。

続きまして、歳入では、議案書の69、70ページのとおりでございますが、歳出に係る財源措置として、支払準備基金繰入金を289万2,000円増額補正いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第64号 令和7年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（勝木嘉則君） 日程第19、議案第64号 令和7年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 議案第64号 令和7年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書の73ページをご覧ください。

総則、第1条、令和7年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条では、令和7年度豊浦町簡易水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出のうち、収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

水道事業収益2億427万1,000円につきましては、今回の補正では既決額と同額のため補正はありません。

第2項の営業収益では、既決額6,773万9,000円を453万7,000円減額し、6,320万2,000円とし、第3項の営業外収益では、既決額1億3,653万2,000円を453万7,000円増額し、1億4,106万9,000円とするものでございます。

続いて、他会計からの補助金、第3条、簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は9,125万7,000円とするものでございます。

次に、補正予算の概要についてご説明いたしますので、定例会9月会議補正予算概要書の20ページをご覧ください。

事業名は、簡易水道料金減免事業でございます。

補正の目的ですが、水道料金の減免に伴う使用料の減額と繰入金の増額となります。

事業につきましてですが、原油価格や電気料金を含む物価高騰の影響を踏まえまして、広く町民生活を支援するため、事業所、公共施設及び指定管理施設を除く一般家庭を対象として、9月分及び10月分の水道料金の基本料を減免するものでございます。

積算の基礎としまして、まず歳入ですが、水道使用料2か月分404万4,000円、メーター使用料2か月分49万3,000円を減額し、減額分につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金443万9,000円を増額するほか、一般会計からの繰入金として9万8,000円を増額いたします。

説明は以上になります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 歳出の仕方なのだけれども、細かいことではありますが、他会計からの補助金、第3条に補助を受ける金額は9,125万7,000円という数字がありますが、これはどこから引っ張ってきたらトータルでこうなるのか、説明願います。

○議長（勝木嘉則君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 3月に簡易水道の事業予算をご審議いただきまして、可決されましたけれども、その中で、収益的収入及び支出の収入の部分で、他会計からの補助金が3月の予算の時点では8,672万円計上しておりましたが、今回、新たにこの事業を行うことによって453万7,000円を繰入れいたしますことから、計9,125万7,000円としたものでございます。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

### ◎報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について

○議長（勝木嘉則君） 日程第20、報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

本所企画財政課長。

○企画財政課長（本所 淳君） 議案書の74ページをお開きください。

報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等についてでございます。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率などを議会に報告することになっておりますので、監査委員の意見書を付して、今回、報告をさせていただくものでございます。

議案書の75ページをお開きください。

一つ目は、健全化判断比率でございます。

四つの指標があり、例年報告させていただいておりますが、これらの指標で財政状況を判断するというものでございます。

四つの指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率となっております。

本町につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字となっていないことから算定されておられません。

実質公債費比率が前年度14.1%から0.6ポイント減の13.5%、将来負担比率については、前回から算定されておりますが、6.6%から6.1ポイント減の0.5%になったところです。

2番目の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率で、令和6年度についても算定されておられません。

また、監査委員の意見書では、個別意見としては、全ての比率が基準以下であるため、良好な状態との意見をいただいております。

是正改善に要する事項では、現段階では良好な状態にあると認められるが、依然として将来負担比率が算定されている状態であることから、計画的な財政運営を望むという意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりました。

報告案件であることから、特に確認したい事項等があれば受けることといたします。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） これで、報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等については報告済みといたします。

#### ◎報告第4号 専決処分の報告について

○議長（勝木嘉則君） 日程第21、報告第4号 専決処分の報告について、訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案書の76ページをご覧ください。

報告第4号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

議案書の77ページの専決処分書をご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の内容をご説明いたします。

議案書の78ページをご覧ください。

内容は、訴えの提起についてであります。

下記のとおり、損害賠償請求の訴えを提起するものです。

1として、訴訟の相手方は、札幌市在住の個人です。

2として、訴訟物の価額は、金75万7,900円です。

3として、事件の概要となります。

6月の議会全員協議会でも状況をご報告しておりました町道豊浦中学校線ガードレールの破損についてであります。

令和7年2月9日午後0時40分頃、虻田郡豊浦町字東雲町69番地先路上の町道豊浦中学校線において、訴訟の相手方は、普通乗用車を運転していたところ、不注意により町が所有し管理するガードレール等に衝突して、これらを破損させた。

町は、令和7年6月23日までに上記の事故によって破損したガードレール等の補修工事を実施した。この補修工事のために町が支出した金額は75万7,900円であり、同金員は上記事故と因果関係のある損害となる。

町は、令和7年6月11日付で訴訟の相手方に対しての損害額を賠償するように求めたが、現在まで何ら応答がない。

よって、町は訴訟の相手方に対し、不法行為責任に基づき、請求の趣旨記載の判決を求めて訴えを提起するものであります。

4として、訴訟の趣旨です。

(1)被告は、豊浦町に対し金75万7,900円及びこれに対する令和7年2月9日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払う。

訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求めるものです。

5として、事件に関する取扱いとして、原告訴訟代理人として弁護士を指定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(勝木嘉則君) 説明が終わりましたが、この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告であることから、特に確認したい事項があれば質疑を受けることといたします。

石澤議員。

○7番(石澤清司君) このことにつきましては、全員協議会でも私にご提案を申し上げたつもりで、その辺の確認も含めてご答弁をいただければと思います。

国の制度には、訴訟を起こす前に調停員制度がございまして、民事訴訟法の関係で100万円以下であれば、調停をかけて、そこで調停委員に基づいて解決をするという方法があるわけがございまして、今回も、100万円以下という訴訟の金額なものですから、私は調停制度を活用して調停を頼めばよかったのではないですかというお話をさせていただきました。

その根拠は何かといいますと、訴訟が起きますと、裁判費用や弁護士の費用が相当かかるわけです。しかし、調停にかかれば、そんなに高額な費用が出ないということもございまして、調停で解決されれば、法律に基づいたことの根拠になるということもございまして、そこで、調停が不調に終わったら、次は訴訟という形を取ることも可能ですから、今後は、すぐに訴訟を起こすということではなくて、貴重な税金をできるだけ少なく払っていただく方法はあるのですから、そういうことも今後は考えていく必要があるのではないかという考え方で質問をさせていただきました。

今回は、全員協議会での私の質問を受けて訴訟をする形にはなったのですけれども、私が申し上げたことについて、今後に向けて、対応としてどのような考え方で受け止めて、行政として進めていくか、お答えをいただければと思います。

○議長(勝木嘉則君) 石川総務課長。

○総務課長(石川壮輔君) 以前、全員協議会でご報告させていただいた際に、石澤議員から調停というご提案をいただいております。

それに基づきまして、我々も弁護士と相談をしまして、調停というやり方も探っていたところではあったのですが、そもそも民事調停というのは、公の場で第三者に入ってもらって話し合いによる解決を模索するというような内容らしいです。弁護士と相談、協議した結果、本件に関しましては、責任が100%相手方にあることが明らかであること、それから、相手方が交渉段階から不誠実な対応を取っているというか、連絡が取れなくなるということもあるので、そもそも今回は善意を前提とした調停という制度になじむ事案ではないと判断しまして、訴訟という形で取らせていただいたということでございます。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） そういう調停に関わった人間なものですから、その中身についてはよく理解しているつもりで話をさせていただいたのですが、弁護士と相手方との話の中で、弁護士がなじまないという判断をしたのだと思うのですが、やはり、きちんとした受け止め方というのは、弁護士が話すことと、裁判所の中で調停をするということになると、相手方も、一応、払う意思があるか、ないかから始まるわけです。ないと言え、当然、次の段階に進むのですけれども、幾らかでも払うという考えが相手にあれば、そこで調停して、払える金額を査定して、そして決めていくということがあるわけでございます、訴訟を起こすと、全額払えという状況にもなるわけです。

裁判の中でも、裁判官がこれは調停したらどうですかということもあり得るのです。だから、そういう手だてを踏んで行くことがよろしいのではないかとということで私は話をさせていただいているのです。

国の制度としてあるものを行政として活用するし、相手側に対しても、訴訟と調停では受け止め方が大きく違うものですから、私が言うのは、相手方に支払っていただけるような形をつくるのは、訴訟よりも調停ということがなじむのではないかと思うのです。金額も100万円以下で民事訴訟の調停もできる金額でもあるから、今後、これらについては、そういうことも考えて進めていったらいいのではないかという考え方です。今回はそういう形で進めたいということですが、今後に向けては、そういうこともよく判断されて対応していただければということでございます。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 今回につきましては、どうしても調停にはなじまないという判断をしましたが、今後、こういうことがあってほしくはないのですけれども、仮にあった場合は、今のご意見も参考にしながら、どういった形が一番いいのかというところを判断していきたいと考えております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） これで、報告第4号 専決処分の報告については、訴えの提起については報告済みといたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、再開いたします。

◎議案第42号 令和6年度豊浦町各会計決算の認定について

◎議案第43号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議案第44号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計決算の認定について

◎議案第45号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定について

○議長（勝木嘉則君） 日程第22、議案第42号 令和6年度豊浦町各会計決算の認定について、議案第43号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、議案第44号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計決算の認定について、議案第45号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定についての委員会報告につきましては、会議規則第34条の規定に基づき一括議題とし、報告を受けることといたします。

初めに、議案第42号から議案第45号につきましては、定例会8月会議において、決算審査特別委員会に付託し、休会中の審査となった案件でございます。

よって、会議規則第38条の規定に基づき、所管委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会大高一敏委員長、登壇願います。

○1番（大高一敏君） 決算審査特別委員会委員長大高一敏、決算審査特別委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された各議案につきましては、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

議案第42号 令和6年度豊浦町各会計決算の認定について、議案第43号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、議案第44号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計決算の認定について、議案第45号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定について審査いたしました。

1、審査の経過及び結果について。

定例会8月会議において、本委員会に付託された上記各議案の審査につきましては、令和7年8月25日及び26日の2日間にわたり委員会を開催し、理事者からの説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

その結果、いずれの議案についても認定すべきものと決定いたしました。

2、審査意見。

（1）歳入について。

歳入総額は、51億8,791万7,000円で、前年度を下回りました。町税や地方特例交付金、寄附金（ふるさと納税）は増収となり、特に町税収納率は現年度分の99.1%と高水準となり、滞納繰越分も改善傾向を示すなど、徴収努力の成果が確認されました。

一方で、国庫支出金や道支出金、町債が大きく減少していますが、依存財源への依拠は続いています。今後は、自主財源を安定的に確保できる仕組みをさらに強化していくことが期待されます。

（2）歳出について。

歳出総額は、51億3,823万円で、前年度に比べ減少しました。総務費では増加があった一方、民生費、衛生費、商工費、教育費などでは減少が見られ、事業進捗や改修工事などの完了による計画的執行が反映されています。

義務的経費は、総額19億9,753万8,000円で歳出全体の約4割を占め、財政の硬直化が進んでいます。また、不用額は3億円を超えましたが、結果的に経費削減に寄与した面もありました。一方で、より効果的な予算配分のためには、事業計画の精度や予算の算定、執行管理のさらなる向上が課題であります。

### (3) 基金・地方債について。

基金残高は、26億941万円と、前年度から減少しました。将来の財政安定のためには、計画的な積立てと活用のバランスをより一層意識した運用が求められます。

地方債残高は、64億2,859万4,000円で、前年度から縮減しました。発行を抑制し、着実な償還努力が続けられており、引き続き将来負担を見据えた健全な運営が必要であります。

### (4) 総務費。

①弁護士費用は、昨年度2件で活用され、今後も必要性を見極めた柔軟な対応が求められます。

②求人広告媒体の変更による効果的な採用活動の取組が報告されました。人材確保のため、引き続き鋭意取り組み願います。

③ふるさと納税は、1億8,362万7,000円の寄附があり、経費9,787万8,000円を差し引くとともに交付金の戻り分などを含めると、実質収入額は約8,433万円となり、財源確保に寄与しています。今後は、返礼品開発や企業版寄附の活用を通じて、さらなる拡大が期待されます。

④地域公共交通再編に向けた調査・アドバイザー委託が実施され、将来の交通体系に向けた準備が進められています。費用対効果や直営方式も含め、持続可能な体制づくりが求められます。

⑤公共水域水質調査の縮小について、農業由来の影響を含め、継続調査の必要性が指摘され、改善を検討願います。

⑥防災訓練では、180名が参加し、一定の成果が見られましたが、備蓄品活用や情報伝達方法の多様化が課題となっています。

⑦定額減税補足調整給付金で不用額が発生し、見込み算出や周知方法に課題が示されました。解決に向け取り組み願います。

### (5) 民生費及び衛生費。

福祉灯油助成や不妊治療助成の利用減少については、制度周知とニーズ把握の強化が求められます。

### (6) 農林水産業費。

①農業委員会活動交付金の減額は、制度上の要因と説明されましたが、活動の充実と役割の明確化が求められました。

②新規就農支援については、パンフレットやPR動画の活用が続けられており、効果的な取組の継続を期待します。

### (7) 教育費。

学校給食や教育環境の充実に関する質疑があり、子どもたちに安心できる学習環境を提供するため、計画的な取組の推進が望まれます。

### (8) 各事業会計。

#### ①国民健康保険病院事業会計。

入院患者数は増加し、一定の成果がありましたが、依然として赤字が続き、累積欠損金も拡大しています。地域医療を担う唯一の病院として健全経営と医療提供体制の両立を図ることが大きな課題です。

#### ②簡易水道事業会計。

収益的収支は黒字を確保したものの、資本的収支は赤字で純損失は約240万円となりました。給水人口は3,366人、有収水量率は54.7%と低下しており、老朽施設の更新や効率的な運営強化が急務です。

③公共下水道事業会計。

経常利益約1,473万円、純利益1,546万円を確保しました。今後は、施設の老朽化や災害リスクに備え、計画的な改善更新と効率的な運営の推進が必要です。

3、総括（委員長所見）。

令和6年度の決算審査を通じ、町の財政は一定の健全性を維持しているものの、経常収支比率の上昇、基金残高の減少、病院・水道事業の赤字など、将来に向けた課題が改めて浮き彫りとなりました。

今後は、計画的かつ効果的な財政運営、公共サービスの持続可能性確保、職員の法令遵守と説明責任の徹底を基本姿勢とし、町民の信頼に応える行財政運営を進めていただきたいと思います。

また、特に各事業会計においては、複式簿記の考え方や知識などが十分とは言えず、過年度損益の修正や決算書類提出後の修正が生じており、職員の知識習得はさることながら、検証能力や組織体制の強化が求められます。

以上、委員長報告といたします。

○議長（勝木嘉則君） 委員長の報告が終わりました。

質疑につきましては、議長を除く全員をもって構成する特別委員会における付託案件の審査結果であることから、議会の運営に関する基準第7条第1節第2号、第3号及び第2節第6号の規定により質疑を省略し、直ちに討論に入ります。

討論はありませんか。

（「あり」の声あり）

○議長（勝木嘉則君） 討論ありという意見が出ましたので、これより討論に入ります。

最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 議案第42号の各会計決算の認定についても、断腸の思いで申し上げます。一般会計の決算時期にバイオガスの関係で、全体的には流用が多かったのは、それは教科書どおりやっているからいいのでありますが、決算のときとこの場でもちらっと申し上げましたけれども、その流用の中で、バイオガスプラント事業の中の運送のときに重機が横転したと私のほうで質疑をして、それらが判明したのです。人身事故にはならなかったかもしれない、車両のほうは車両保険などで対応できたかもしれないけれども、事業費だったか、リース料だったか、その約数百万円の不足額を何かで流用しているのです。それにもかかわらず、そういう事故報告は一言もなく、議会軽視も甚だしいし、前代未聞だなど。本当にワンチームになっているのか、隠し事のワンチームであるのではないか。

思いは別ですよ。この程度だったら報告しなくてもいいのではないか、それは所管のほうでそう思ったのか、理事者がそんなことは一々報告しなくてもいいと言ったのか、でも、そういう体質ですね。議会軽視も甚だしいのですよ。

その他、諸々あります。監査意見書が出てから、所管で数字の違い、この中にも載っていませんけれども、それは間違いもありましょう。自分の思いもありましょう。それがまかり通る、豊浦町の議会の1議席として通るのはおかしい。そんなことで、議案42号、まだまだあるのですが、断腸の思いで私は不認定ということで申し上げておきます。

○議長（勝木嘉則君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第42号 令和6年度豊浦町各会計決算の認定についてから議案第45号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定についてまでの採決は起立により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認め、採決に当たっては起立で行います。

初めに、議案第42号 令和6年度豊浦町各会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(勝木嘉則君) 起立多数。

よって、議案第42号 令和6年度豊浦町各会計決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第43号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、同じく委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(勝木嘉則君) 起立多数。

よって、議案第43号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第44号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計決算の認定については、同じく委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(勝木嘉則君) 起立多数。

よって、議案第44号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第45号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定については、同じく委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(勝木嘉則君) 起立多数。

よって、議案第45号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

#### ◎産業建設常任委員会委員長報告

○議長(勝木嘉則君) 日程第23、産業建設常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会大高一敏委員長、登壇願います。

○1番(大高一敏君) 産業建設常任委員会委員長大高一敏、所管事務調査についてご報告申し上げます。

本委員会は、下記の所管事務調査を終了いたしましたので、ご報告いたします。

1、調査事項。

(1) 遊漁船について。

(2) 有害鳥獣の現状把握について。

1、調査年月日。

令和7年6月9日、事務調査を実施しております。

出席委員は、委員長、宇川副委員長、阿部委員、石澤委員、勝木議長でございます。

説明員は、水産商工観光課長、農林課長、農林課農林係長、農林課農林係主査の4名が出席しております。

ご報告申し上げます。

(1) 遊漁船について。

現況。

豊浦漁港フィッシャリーナについて、利用者等から営利目的でフィッシャリーナを利用し、船をビジター桟橋に移動させることなく、フィッシャリーナ施設で乗り降りさせている旨の指摘があり、原課の調査において、利用者のうち2名が営利目的でフィッシャリーナを利用していたことが判明した。

フィッシャリーナの使用許可に関しては、営利を図る目的での使用に関しては、条例施行規則において許可の制限対象となり、条例においても不相当と認められることから、町として、今後は営利目的の場合はフィッシャリーナ施設の使用を許可しないこととした。また、遊漁を行う場合は、豊浦漁港はプレジャーボートなどが使用できる漁港施設として登録されていることから、この2名の遊漁船を漁港の岸壁に係留させることとした。

なお、この2名の今後の使用については、1名は、条例に違反する行為が見られるため不許可、もう一名については、フィッシャリーナから出ていく予定であったが、洞爺湖町のフィッシャリーナの利用に申込みをしたものの、抽せんから外れ、船の置き場所がないことから、新たな係留場所が決まるまでの間、営利目的で航行しないこと、また、違反した場合は速やかに退去する旨の誓約書の提出を受け、令和7年度の使用を許可するといった条件付き許可となっている。

所見。

本町のフィッシャリーナの使用に関し、営利目的の場合は許可しないとしている。しかしながら、近隣他市町の同様の施設では、営利目的であっても使用許可としていることや、遊漁船を商売とした今後の本町の観光振興、商業の発展を鑑みれば、新たなルールや条件を定め、営利目的であっても使用の許可に向けた検討もすべきである。

(2) 有害鳥獣の現状把握について。

現況。

①有害鳥獣被害の実態について。

加害鳥獣として、キツネ、タヌキ、シカ、アライグマ、カラス、スズメ、カモ、クマを挙げている。このうち、スズメ、カモ、クマについての農作物の被害状況はなかったが、令和5年度と比較し、令和6年度における影響が大きい鳥獣は、1番目はシカ、2番目はアライグマ、3番目はカラスとなっており、被害総額898万円のうち、シカがその5割以上となる449万円、アライグマが297万円で、この2種で8割以上の被害額が生じている状況にある。

また、被害面積についても、令和6年度は令和5年度より1.46ヘクタール増加の4.18ヘクタールとなっている。

②有害鳥獣の駆除状況について。

駆除された鳥獣として、令和6年度における捕獲数は、シカが214頭、タヌキが10頭、キツネが7頭、カラスが46羽、アライグマが424頭の合計701頭となっている。これらの鳥獣における過去5年間の推移では、特にアライグマが5年前と比較し271頭増となっており、生息数が急増している状況にある。

駆除に対する補助としては、1頭につき、シカが1万4,000円、アライグマは3,000円など、まちが猟友会の方に限定して補助している。

③狩猟免許保持者の現状について。

本町の鳥獣被害防止対策実施隊員は、猟友会伊達支部豊浦部会の会員で、現在7名、平均年齢は64歳となっている。隊員は高齢化しており、次代の担い手となる人材不足が課題となっている。

所見。

鳥獣被害は年々増加し、農家は対策に追われ、箱わなの設置から殺処分まで自前で行っている。特に、アライグマの生息数及び捕獲数は爆発的に増加しており、対策として、農作物に影響の大きいシカ、アライグマ、カラスに絞り、捕獲と処分について意見を交わした。アライグマなどの捕獲に関しては、一般の農家でも可能であるが、安全に処分することが課題であり、シカなどは免許等が必要となるため、捕獲できる人材に限りがある。考え方として、捕獲後は、1か所に集積し、町が処分を担っていくことも検討願いたい。

捕獲対象であるシカは、動物愛護の観点もあり、狩猟期間などを遵守しつつ、捕獲数の調整が求められているが、特定外来生物であるアライグマなどは本来根絶しなければならないことから、捕獲数の増加に向け、引き続き取り組み願いたい。

カラスに関しては、巣の駆除を徹底しなければならない。特に、巣をつくる4月から6月にかけては繁殖期となる。広報など情報呼びかけ、早期対策に努めるとともに、毎年のように巣をつくれれば必要に応じ木の伐採も検討し、対応願いたい。

また、ハンターの数は、高齢化や銃の返納などで減少している。今後は、ドローンなどを活用し、シカ、アライグマなどの群れ、巣窟などを的確に発見するため、他の自治体などの活用事例を調査し、効果的な捕獲の実践が求められる。

以上、委員長報告といたします。

○議長（勝木嘉則君） ただいま、委員長からの報告が終わりましたが、この報告に対して質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認め、これをもって報告済みといたします。

#### ◎発議第4号 議員の派遣について

○議長（勝木嘉則君） 日程第24、発議第4号 議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり胆振管内町議会議員研修会が予定されており、そのように派遣するようになりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

#### ◎発議第5号 議員の派遣について

○議長（勝木嘉則君） 日程第25、発議第5号 議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり市区町村議会の1期目の議員を対象とする議員研修が予定されており、そのように派遣するようになりたいと思いますが、ご異議ございません

か。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(勝木嘉則君) 本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月19日

議 長

署名議員

署名議員